

当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民（当麻町園児及び児童生徒自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱により交付の対象となる幼稚園児、児童及び生徒の保護者を除く。）に対し、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）購入に係る経費の一部を補助することによりヘルメット着用を促進し、重大事故を未然に防止することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者は、町内に住所を有し、当麻町園児及び児童生徒自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱で補助対象者とならない町民とする。

(補助対象経費及び額)

第3条 補助対象経費は、ヘルメット本体の購入に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、3,000円を限度とする。ただし、ヘルメットの購入金額が3,000円未満のときは、当該購入金額とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 補助対象経費は、ヘルメットを着用する者1人につきヘルメット1個、かつ、1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等）を添えて、購入した年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

- 第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の申請者世帯（幼児に対するヘルメット購入費補助金を除く。）に対する町税の納付状況を調査し、滞納があった場合については、当麻町町税の滞納

に対する制限措置に関する条例（平成 17 年条例第 18 号）の規定の基づき、補助金の交付は行わない。

- 3 補助金の交付申請の内容を審査し、補助金を交付しないことを決定したときは、当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第 6 条 補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（規則の準用）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について、当麻町補助金等交付規則（昭和 6 2 年規則第 2 号）の規定を準用する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書

令和 年 月 日

当麻町長 宛

当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金要綱第 4 条の規定により、補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付決定に当たり、当麻町町税の滞納に対する制限措置に関する条例に基づき、申請者世帯の町民税納税状況について、税務部局の資料により確認することに同意します。

申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。
ヘルメット 使用者	住 所	
	氏 名	
	年 齢	歳
補助対象額	①ヘルメットの購入金額	円
補助申請額	①と 3 千円とを比較していずれか少ない方の額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> ヘルメットの購入に係る領収書等 ※購入日の記載がある原本 <input type="checkbox"/> 口座が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し	
※振込先	金融機関名	銀行・信金・農協 本店・支店
	口座番号	普通・当座 No.
	フリガナ 口座名義人	

様式第2号（第5条関係）

当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

第 号指令
令和 年 月 日

様

当麻町長

令和 年 月 日付けで申請のありました当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり交付を決定したので、当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 振込予定日 令和 年 月 日

様式第3号（第5条関係）

当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

第 号指令
令和 年 月 日

様

当麻町長

令和 年 月 日付けで申請のありました当麻町自転車用ヘルメット購入費補助金については、当麻町園児及び児童生徒自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知いたします。

記

1 交付しないことを決定した理由